

多治見市 老朽空き家 除却工事補助金

多治見市では、地域の安心・安全な生活環境を確保するため、老朽化した空き家を解体する場合、解体費用の一部を補助します。

対象となる空き家の要件 (下記のすべてに該当すること)

- 昭和56年5月31日までに建築着工したもの
- 床面積の1/2以上が住居として利用されていたもの
- 1年以上空き家であるもの
- 個人が所有するもの(法人・団体所有は対象外)
- 所有権以外の権利が設定されていない、又は所有者以外の権利者が当該空き家の解体について同意しているもの
- 公共工事による移転等の補償の対象となっていないもの
- 過去に補助金の交付を受けた建物でないこと
(建築物等耐震化促進事業補助金、建物解体宅地化補助金、空き家再生補助金など)



対象となる申請者 (下記のいずれかに該当すること)

- 空き家所有者(共有名義の場合、共有者全員の同意が必要)
- 空き家所有者の相続人(相続人が複数存在する場合、相続人全員の同意が必要)
- 土地の所有者又は相続人(空き家所有者の同意が必要)

※ 市税等の滞納がある方は対象外です。

補助金額

解体費用(税抜)の1/3(1,000円未満切り捨て)

上限 **20** 万円

注) 同一敷地内の建築物及び附属する工作物、立木等の全てを除却する工事であること

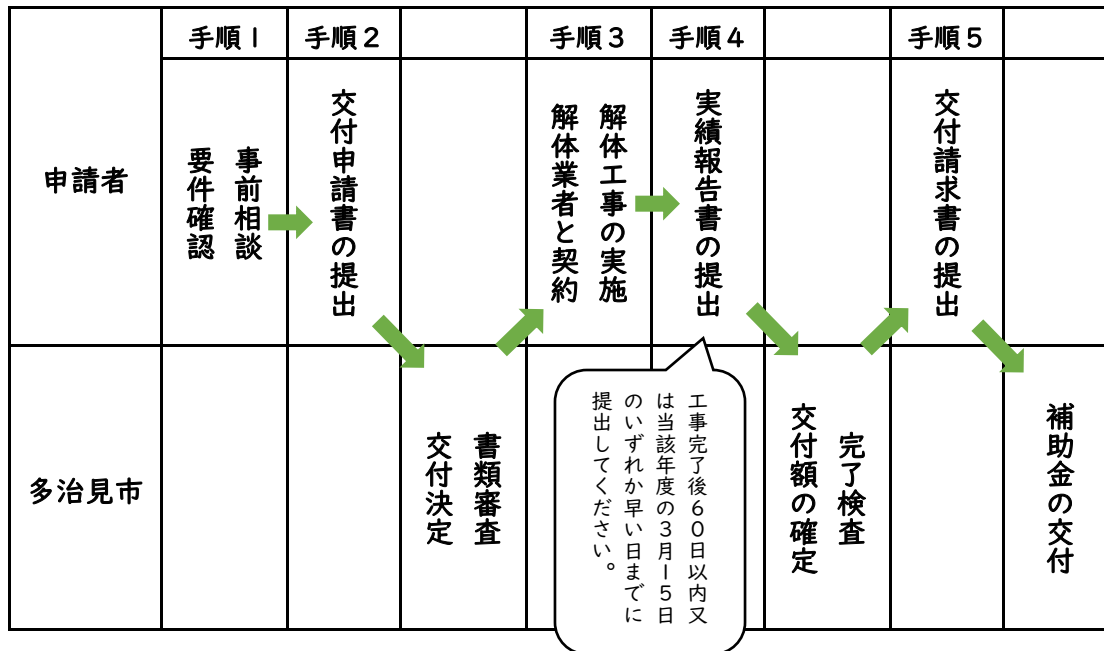
備考

- 解体工事の契約・着手前に申請が必要です。
- 予算の範囲内で、先着順となります。
- 申請受付期間は、市のホームページでお知らせします。

【お問い合わせ・申込み先】

多治見市役所 建築住宅課市営住宅・空家グループ(本庁舎3階)
〒507-8703 多治見市日ノ出町2丁目15番地
TEL 0572-22-1321(直通)

手続きの流れ



対象となる工事

- 当該老朽空き家及び附属する工作物、立木等の全部を除却する工事であること
 - 建設業の許可（土木、建築又は解体工事業）又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に基づく解体工事業の登録を受けている解体業者が実施する工事であること
 - 建設リサイクル法に基づく適正な分別解体、再資源化等を実施する工事であること
- ※ 家財等の残置物撤去処分費や整地に係る費用等は補助対象外です。

注意事項

- 交付決定を受ける前に、解体業者と契約又は解体工事に着手した場合、補助の対象外となります。
- 工事内容に大幅な変更があった場合、建築住宅課までご連絡ください。別途、必要書類をお伝えします。
- 補助対象者は、空き家1戸につき、1人となります。
- 補助金の交付は、同一会計年度内において、1人につき1回限りとなります。
- 実績報告書の提出後、完了検査（現地確認）を実施します。

提出書類

1. 交付申請時（契約締結前・工事着手前）

	提出書類	備考
<input type="checkbox"/>	老朽空き家除却工事補助金交付申請書	様式第1号
<input type="checkbox"/>	除却工事に係る誓約書	様式第2号
<input type="checkbox"/>	建物の登記事項証明書	所有名義・築年数を確認できるもの
<input type="checkbox"/>	付近見取図	様式自由（印刷した地図、手書き可）
<input type="checkbox"/>	空き家の外観写真	2面以上
<input type="checkbox"/>	解体工事の見積書の写し	解体業者の記名押印のあるもの （宛名が申請者名義に限る）
<input type="checkbox"/>	共有者全員の解体に係る同意書	空き家が共有名義の場合 （同意書（例）参照）
<input type="checkbox"/>	所有権以外の権利が設定されていないことが分かる書類	抵当権等が設定されている場合 （登記完了証など）
<input type="checkbox"/>	空き家の除却に係る申出書（専用様式）	未登記物件の場合
<input type="checkbox"/>	固定資産税の納税通知書の写し	
空き家所有者の相続人が申請する場合		
<input type="checkbox"/>	相続関係が分かる書類	戸籍謄本、法定相続情報一覧図の写し等
<input type="checkbox"/>	相続人全員の解体に係る同意書	同意書（例）参照
土地の所有者又は相続人が申請する場合		
<input type="checkbox"/>	土地の登記事項証明書	土地の所有名義が確認できるもの
<input type="checkbox"/>	空き家所有者全員の解体に係る同意書	同意書（例）参照

◇ 土地所有者の相続人が申請する場合、別途、相続関係がわかる書類が必要です。

2. 実績報告時（工事完了後※）

※ 提出期限：工事完了後60日以内又は当該年度の3月15日のいずれか早い日まで

	提出書類	備考
<input type="checkbox"/>	老朽空き家除却工事補助金実績報告書	様式第8号
<input type="checkbox"/>	解体工事請負契約書等の写し	請書可
<input type="checkbox"/>	解体工事の見積書の写し	交付申請後に変更があった場合
<input type="checkbox"/>	解体工事の領収書の写し	解体業者が発行したもの（振込明細不可）
<input type="checkbox"/>	解体工事の実施中及び完了後の写真	撮影日記載

◇ 交付額確定通知書を受け取り後、交付請求書（様式第10号）を提出してください。